長久手市行政評価票

事業番号	78	事業の名称	要保護児童対策事業	担当部署	部	課
					福祉部	子育て支援課

事業の概要	児童虐待防止を目的として、要保護児童の適切な保護、要支援児童、特定妊婦への家庭訪問、面接など適切な支援を行う。
他市町の実施状況（近隣市町や先進都市の状況等を具体的に記載）	・瀬戸市　児童虐待に係る通告件数　60件 ・尾張旭市　〃　18件 ・日進市　〃　41件 ・豊明市　〃　35件 ・東郷町　〃　9件
事業期間	事業開始年度：　　終了（予定）年度：
事業の対象（だれ、何に対して）	要保護児童、要支援児童、特定妊婦
事業の意図（対象をどのような状態にしたいか）	要保護児童等が保護者等からの虐待から解放され、安全で、心身ともに健やかな状態とする。

総事業費

総事業費（単位：千円）		H24予算	H24決算	H25予算	H25決算	H26予算
		2,777	2,777	3,021	2,886	3,612
うち	一般財源	1,407	2,739	2,983	2,867	3,581
	国費・県費	1,370	38	38	19	31
	地方債					
	その他					
受益者負担額						

評価の見方	
A	現行どおり実施
B	事業の改善
C	他事業と統合
D	運営主体の見直し
E	事業の廃止の検討

	事業を構成する事務事業	目的：対象（だれ、何に対して）	目的：手段（いつ、どのような手段を使って）4月～ 7月～ 10月～ 1月～	目的：意図（対象をどのような状態にしたいか）	事務事業の実施結果	成果：成果指標	成果：H24実績 / H25実績 / H25目標値	単位	成果指標の目標値設定の根拠	事業費（単位：千円）：H24予算 / H25予算 / H26予算	事業費：H24決算 / H25決算	H25決算の主な内訳（単位：千円）	評価：評価 / 事業規模 / 事業費	評価の説明
①	要保護児童対策事業	通告の対象者	虐待通告等があった際、家庭児童相談室の相談員が、安全の確認を行うための措置を講ずることによって	要保護児童等の安全確保を図る。	児童虐待に係る通告件数20件のうち、全件に対応	通告件数に対する対応割合を成果指標とする。	100.0 / 100.0 / 100.0	%	通告があった場合、児童相談所運営指針によって、48時間以内の対応が求められていることから、対応割合を根拠とした。	2,777 / 3,021 / 3,612	2,777 / 2,886	一般事務嘱託員報酬2,266、要保護児童対策地域協議会委員報償金256、消耗品56	A / 維持 / 維持	現行どおり実施していく。
②														
③														
④														

事務事業の改善内容	事務事業	改善内容（H26以降に実施する内容）

H26以降新規に実施する事務事業	事務事業	事業概要